

大垣市官民連携ポイント事業利用規約

大垣市官民連携ポイント事業利用規約（以下「本規約」といいます。）は、大垣市官民連携ポイント事業の利用について、手続き、条件その他必要な事項を定めるものです。

発行申込者は、本規約に同意いただいた上で、大垣市（以下「発行者」といいます。）に対し、発行の申し込みを行う必要があります。

なお、本事業の管理、運営等の業務の一部又は全部を発行者が適当と認める者（以下「委託事業者」といいます。）に委託することができるものとします。

（目的）

第1条 本規約は、大垣市デジタル地域通貨事業実施要綱（以下「地域通貨事業要綱」といいます。）に基づく大垣市デジタル地域通貨（以下「ガキペイ」といいます。）の仕組みを活用し、発行者が適当と認めた企業・団体等が、自ら原資を負担して市民等にガキペイポイントを付与する官民連携ポイント事業（以下「本事業」といいます。）について、必要な事項を定めるものとします。

2 本事業は、地域の企業又は団体等が官民連携ポイントを活用することにより、「ガキペイ」の民間流通・普及促進、地域コミュニティ及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 本規約において使用する用語の意義は、地域通貨事業要綱の定めるところによるもののほか、次の各号に定めるところによります。

(1) 発行申込者

官民連携ポイントの発行を申し込む企業又は団体等をいいます。

(2) 承認事業者

発行申込者のうち、第7条に定める審査を経て発行者から承認を受けた企業又は団体等をいいます。

(3) 発行申込者等

発行申込者及び承認事業者を総称していいます。

(4) 官民連携ポイント

承認事業者が、自らの原資を事前に負担してガキペイの利用者に付与するガキペイポイント（1ポイントを1円に相当するものとして取り扱います。）をいいます。

(5) 利用者

承認事業者が実施する事業の対象者として、二次元コードの読み込み及びワンタイムトークンの入力等によりガキペイポイントの付与を受けた者をいいます。

(6) 二次元コード

発行申込者が指定したガキペイポイントを利用者のガキペイアプリに付与するための符号をいいます。

(7) ワンタイムトークン

利用者が二次元コードを読み込んだ後、ガキペイポイントを取得するために入力する一回に限り有効なトークンをいいます。

(8) 二次元コード等

二次元コード及びワンタイムトークンを総称していいます。

(9) ポイント取得

利用者が二次元コードを読み込み、必要に応じてワンタイムトークンを入力することにより、ガキペイポイントが利用者のガキペイアプリに付与される行為をいいます。

(発行対象事業)

第3条 官民連携ポイントを発行する事業は、次のとおりとします。

- (1) 従業員や会員への記念品・福利厚生等
- (2) 地域や企業等のイベントへの参加賞・景品等
- (3) 市民活動・ボランティア活動への謝礼等
- (4) その他市長が本事業の目的に合致すると認めた事業

(申込資格)

第4条 発行申込者は、次の各号のすべてを満たす者としてします。

- (1) 市内に拠点を有すること。
- (2) 発行者から送信する電子メールを確認し、適切に対応できること。
- (3) 発行者が指定する申込フォームによる申込ができること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、発行者が適当と認める場合は、この限りではありません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者

イ 大垣市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団に係る者

ウ 特定の宗教・政治団体と関わる者

エ 業務の内容が公序良俗に反する者

オ その他市長が不適当と認める者

(発行単位及び申込数)

第5条 官民連携ポイントの発行単位及び申込総額は、次のとおりとします。

- (1) 1件当たりの最低発行ポイントは100ポイントとし、100ポイント単位で設定するものとします。

- (2) 1回の申込における最低発行総額は10,000ポイント(10,000円相当)とします。ただし、最低発行総額を下回る場合であっても、発行者が本事業の趣旨に合致すると認める場合は、この限りではありません。
- (3) 1回の申込において設定できる発行ポイントは3種類以内とします。3種類を超えて異なるポイントを発行する場合は、別途申込を行うものとします。

(発行の申込)

第6条 発行申込者は、発行者が指定する申込フォームに次の必要事項を入力して申し込むものとします。

- (1) 基本情報(団体名・代表者名・住所・連絡先・電子メールアドレス)
- (2) 事業名(例:〇〇イベント参加賞、△△社 社員福利厚生 など)
- (3) 事業内容(対象者、発行目的 など)
- (4) 発行ポイントの種類(1申込につき3種類以内とし、種類ごとに1件当たりのポイント数を記載 例:優秀賞、準優秀賞、参加賞 など)
- (5) 発行件数(発行ポイントの種類ごとに記載)
- (6) 発行総額(発行ポイントの種類ごとの内訳及び合計額を記載)
- (7) ポイント取得開始日
- (8) ポイント取得期限日(第11条に定める期間内とする)
- (9) その他必要な事項

(審査)

第7条 発行者は、申込内容を確認のうえ、第4条に定める第4条に定める申込資格の充足状況及び本事業の目的及び趣旨との適合性を審査したうえで、承認の可否を決定するものとします。

- 2 発行者は、前項の審査結果を、申し込みを受け付けた日から10営業日以内を目安に発行申込者へ通知するものとします。ただし、申込内容に不備がある場合は、当該不備が解消された日を起算日とします。

(発行の取消し及び停止)

第8条 発行者は、承認事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、承認を取り消し、又は官民連携ポイントの発行を停止することができるものとします。

- (1) 第4条各号に該当しないことが判明した場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) 申込内容に虚偽があった場合
- (4) その他市長が不適当と認める場合

- 2 第1項による取消しがなされた場合の未取得の官民連携ポイントに係る原資については、取消し確定後、速やかに発行者から承認事業者へ返金するものとします。ただし、取消し時点で既に取得されたポイントに相当する原資は返金しないものとします。

(官民連携ポイントの原資の支払い)

第9条 発行者は、第7条第1項に定める承認の通知後、承認事業者に対して官民連携ポイントの原資（以下、「原資」といいます。）に係る請求書を電子メールにて送付するものとします。

2 承認事業者は、前項の請求書に記載された期日までに、指定の方法により原資を支払うものとします。なお、振込手数料は承認事業者の負担とします。

3 発行者は、原資の入金を確認した後、10営業日以内を目安に第2条に定める二次元コード等の発行手続を完了するものとします。

(二次元コード等の発行)

第10条 発行者は、前条第3項に定める発行手続の完了後、二次元コード等の電子データを承認事業者に電子メールにて送付するものとします。

2 二次元コード等を紛失した場合、又は第三者に漏洩したおそれがある場合は、承認事業者は速やかに発行者に連絡するものとします。発行者は、状況に応じて二次元コード等の無効化及び再発行の可否を判断するものとします。

(二次元コード等の有効期限)

第11条 二次元コード等の読込有効期限（以下「読込期限」といいます。）は、第6条第7号に定めるポイント取得開始日から2か月を上限とし、承認事業者が申込時に指定した取得期限日までとします。

2 承認済みのポイント取得期限日および読込期限は、変更できないものとします。ただし、発行者が特に必要と認める場合は、この限りではありません。

(官民連携ポイントの原資の取扱)

第12条 読込期限内に取得されなかった原資は、発行者から承認事業者へ返金するものとします。

2 取得されたポイントが地域通貨事業要綱に規定する有効期限内に使用されなかった場合、当該ポイントは地域通貨事業要綱に従い消滅するものとし、承認事業者に対して当該ポイント相当額の返金はしないものとします。

3 返金は、読込期限経過後、速やかに承認事業者が指定する金融機関口座へ振込む方法により行うものとします。なお、振込手数料は発行者の負担とします。

(遵守事項)

第13条 発行申込者等は、次の各号を遵守しなければなりません。

(1) 本規約を理解した上で申し込みを行うこと。

(2) 景品表示法、消費者契約法、個人情報保護法、特定商取引法、所得税法その他の関係法令

(3) 二次元コード等を対象者に配布する前に、第三者に読み込まれないよう適切に管理すること。

(4) 承認された事業以外に使用をしないこと。

(税務上の取扱い)

第 14 条 承認事業者が利用者に対して官民連携ポイントを付与する行為は、その目的、対象者、付与金額その他の事情に応じて、給与所得、一時所得または雑所得等、所得税法上の課税対象となることがあり、給与所得に該当する場合は原則、源泉徴収義務が生じます。承認事業者は、住民税の特別徴収及び社会保険料の算定への影響も含め、必要に応じて税理士等の専門家に相談の上、自らの責任において適切に対応するものとします。

(秘密保持義務)

第 15 条 承認事業者は、本規約に関連して知り得た情報、その他の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えい、開示、提供してはならないものとします。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- (3) 開示の時点で公知の情報
- (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

(個人情報の取扱い)

第 16 条 発行者及び承認事業者は、本事業の実施において個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条に定義される意義を有するものとします。）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を保護するとともに、これを取得した目的の範囲内でのみ利用しなければなりません。

(発行者の免責)

第 17 条 発行者は、発行者が実施する本事業に関し、次の各号に定める事由により発行申込者等、利用者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当該損害が発行者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

- (1) 天災地変、停電、通信障害、システム障害その他発行者の合理的な管理を超えた事由によるもの
- (2) 第三者による不正アクセス、ハッキングその他の不正な行為によるもの
- (3) 発行申込者等の設備の管理不備、利用者への対応の不備その他発行申込者等の責に帰すべき事由によるもの
- (4) 第 8 条第 1 項に基づく承認の取消し又は停止が、承認事業者の責に帰すべき事由によるもの
- (5) 発行者の責に帰すべき事由によらない個人情報の漏洩、滅失又は毀損

(6) 前各号に掲げるもののほか、発行者の責に帰することができないもの
(発行申込者等の責任及び損害賠償)

第 18 条 発行申込者等は、本事業の実施に関して利用者又は第三者との間で紛争等が生じた場合には、事業実施期間中はもとより事業実施終了後においても、全て発行申込者等の責任と負担において解決するものとし、発行者（委託事業者を含みます。）にいかなる迷惑もかけないものとします。

2 発行申込者等は、本事業に関する発行申込者等の責に帰すべき事由により、発行者が損害（名誉毀損、信用毀損、システム改修費用、弁護士費用、訴訟対応費用、和解金、賠償金等を含みます。）を被った場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。
(通知の方法)

第 19 条 本規約に関する発行者から発行申込者等への通知は、書面、発行申込者等が申込時に入力した電子メールアドレスへの電子メールの送信、所定のウェブサイト等への掲載又はその他発行者が適当と認める方法により行われるものとします。

2 前項の通知が電子メールの送信により行われる場合には、発行者が当該電子メールアドレスに通知を発した時点で通知が到達したものとみなします。

(本規約の変更)

第 20 条 発行者は、その裁量により、民法第 548 条の 4 にしたがって本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、前条に定める方法により、発行申込者等に対して、本規約を変更する旨及び変更後の内容ならびにその効力発生時期を通知連絡するものとし、その効力は効力発生時期から生じることとします。

(権利の譲渡等)

第 21 条 承認事業者は、本規約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入、その他形態を問わず処分することはできないものとします。

(協議)

第 22 条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、発行者、発行申込者等は、誠実に協議し解決を図るものとします。

(準拠法、管轄裁判所)

第 23 条 本規約に関する訴訟については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法に準拠するものとします。

(令和 8 年 6 月 1 日制定)